

公 示 日 : 2023 年 6 月 21 日 (水)

調達管理番号 : 23a00304

国 名 : コートジボワール

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : コートジボワール国産米振興プロジェクトフェーズ2 (収穫後
処理/農業機械)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、
契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわ
ち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終
見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費
目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 収穫後処理/農業機械
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023年10月上旬から2024年9月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 5.23、国内 0.85、合計 6.08
- (3) 業務日数 :

- ・ 第一次国内準備5日、現地業務50日、国内整理3日
- ・ 第二次国内準備0日、現地業務47日、国内整理3日
- ・ 第三次国内準備0日、現地業務60日、国内整理6日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを
想定しており、第一次派遣を除いては具体的な調査業務日程
は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、
「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1部
- (3) 提 出 期 限 : 2023年7月5日(水) (12時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年7月14日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	収穫後処理／農業機械に係る各種業務
対象国及び類似地域	仏語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	英語（仏語ができればなお良い）。注）英語のみならず仏語も資格認定書を有する場合は、仏語の認定書も添付すること。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」）は国土の大部分が熱帯モンスーン気候に属し、南部の平均降水量 1,600~2,200mm、月平均気温 25.0~28.3 度という恵まれた自然環境により農業生産のポテンシャルが高く、農業は GDP の 21%を占め、労働人口の 36%が従事している。生産される食用作物はヤムイモ・キャッサバ・コメ等多様にある中、コメだけが輸入に依存しており、国内消費量 275 万トン（2018 年）のうち、約 50%を輸入している¹。

コートジボワール政府は「国家開発計画」（2016 年~2020 年）の中で、「農業の競争力強化及び生産者の収益向上、食糧安全保障」を掲げている。また、国家農業投資計画（PNIA）フェーズ 2（2017-2025）が 2017 年 11 月に策定されており、GDP の 21%を占める農業を、競争力がありかつ持続可能な基幹産業として育成し、その発展の恩恵が広く共有されることを目指している。PNIA フェーズ 2 は、①一次産業の発展、②環境に配慮した生産システムの強化、③農業地域の発展や市民の福利を志向した包括的な成長を戦略的目標として掲げ、7 年間で 4.3 兆 FCFA（約 0.8 兆円）を同分野に投資する予定にしている。

特に稲作部門においては、2007-2008 年の国際的な食料価格高騰を背景に、2008 年に国家稲作振興戦略（SNDR）が策定され、2011 年にその改訂版「SNDR 2012-2020」を発表している。SNDR においては、「コメの自給達成及び輸出国への転換」というビジョンを掲げながら、①持続可能な国産米生産システムの確立、②国産米の付加価値化、③政策策定者、バリューチェーンアクター、及びアクター間の連携体制確立を柱に国産米振興に取り組んでいる。

このような状況下、JICA は 2014 年より国家コメセクター開発機構（ADERIZ）を C/P 機関として、技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト（PRORIL）」（2014 年~2020 年）を実施し、稲作・精米技術の向上や優良種子・クレジットといった投入へのアクセスの改善、バリューチェーン関係者の連携強化、国産米販売促進活動を通じた、コメ生産量及び販売量の増加に取り組んでいる。この結果、対象農家の生産量及び販売量が事業前と比べ 50%増加した他、金融機関のコメ分野への参入促進、バリューチェーン関係者の連携強化などの成果が表れている。今後、さらに国産米振興を促進するためには、コメバリューチェーンの中でも国産米販売意欲の高い精米業者・販売業者へのコメ集積を図るための金融サービスの拡充、国産米の質の向上のための種子生産、収穫後処理の改善などが必要である。また、安定的な生産・収穫のためには適切な農業機械の導入及びメンテナンス技術の向上や農業機械サービスの発展が必要である。

こうした背景のもと、コートジボワール政府は PRORIL のバリューチェーンにおける活動成果の拡大及び持続的な農業機械化を図るため、国産米振興を目的とした技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクトフェーズ 2（PRORIL2）」を我が国に対し要請した。

更なる国産米の振興のためには、①精米業者・販売業者へのコメ集積を図るための金融サービスの拡充、②国産米の質の向上のための種子生産及び収穫後処理の改善とともに、③安定的な生産・収穫のための適切な農業機械の導入及びメンテナン

¹ 以下、コメ需給データの出典は USDA : PS&D Online（2019）

ス技術の向上や農業機械サービスの発展が必要であり、本プロジェクトでは、投資可能な国産米サプライチェーン（SC）の確立を通じて、コメの販売量と質を向上させることを目的としている。

本専門家は、上記②の収穫後処理の改善及び③の農業機械サービスの発展に貢献するものである。

(1) 「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2）」の概要

- ① プロジェクト実施期間：2021年2月～2026年2月（5年間）
- ② プロジェクト目標：投資可能な国産米サプライチェーン（SC）の確立を通じて、コメの販売量と質が向上する。
- ③ 期待される成果：
 - 成果1：最適化された農業金融サービスが国産米SCに供給される。
 - 成果2：持続可能な農業機械サービスの体制が確立される。
 - 成果3：対象SCの良質種子の生産・使用能力が向上する。
 - 成果4：対象農家、精米業者、流通業者の収穫後処理・品質管理技術が向上する。
 - 成果5：成果1～4を通じて確立されたSC強化にかかる活動が他の国産米SCに広がる。
- ④ 対象地域：全国
- ⑤ 実施機関／カウンターパート機関
責任機関は、国務・農業農村開発省（MEMINADER）、実施機関は国家コメセクター開発機構（ADERIZ）となる。
- ⑥ 本プロジェクトチームの人員構成
本プロジェクトはJICA直営専門家4名（チーフアドバイザー、農業機械アドバイザー（シャトル派遣）、バリューチェーン／マーケティング、業務調整）及び複数名の短期専門家（当該専門家の他、種子生産、SHEPアプローチを活用したコメバリューチェーン構築、農業金融、中小企業振興）で構成されている。

7. 業務の内容

対象国産米サプライチェーン（SC）関係者の収穫後処理技術の向上、収穫後ロスの減少及び最終生産物の品質向上を行うとともに、持続的かつ質の高い農業機械サービスの仕組みを確立する。

本契約における収穫後処理及び農業機械化の業務は大きく4つに分類される。

- ① コメの品質向上のための農家・精米業者向けの技術指導
- ② 収穫後処理技術の実証試験と普及
- ③ コメの品質検査・分析と検査ラボ実施体制の強化
- ④ 農業機械サービス業者によるオペレーション支援

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 第一次国内準備期間 (2023年10月上旬～10月中旬)

① 本プロジェクトの内容及び収穫後処理支援の把握

要請背景・内容、案件の機械化、収穫後処理支援に係る基本的な考え方を把握（要請書・関連報告書²、詳細計画策定調査報告資料、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報）・分析する。

② ワークプラン Ver. 1の作成

本契約期間全体の業務内容を整理し、ワークプラン（英文または仏文）を作成し、JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所およびプロジェクトチームへ電子データで提出する。なお、ワークプランでは、プロジェクトチームの一員として本専門家が求められている項目を達成するための、具体的な計画を記載すること。

(2) 第一次現地業務期間 (2023年10月中旬～11月下旬)

① ワークプラン Ver. 1 の最終化

現地業務開始時に、プロジェクトチーム、カウンターパート（C/P）機関、JICA コートジボワール事務所、JICA経済開発部に対してワークプランの説明を行い³、その内容を協議の上、必要に応じてワークプランを修正・更新し、JICA経済開発部の承認を得る。

また、収穫後処理・農業機械を担当するプロジェクトC/Pや現地スタッフ(N/S)等の現地関係者にワークプランの説明を行い、意見交換を行いつつ、十分な理解を得ること。

② 収穫後処理に係る技術指導の実施

コメの品質向上のため、他の専門家及びC/Pと協力しつつ、生産者組合及び農家に対する圃場レベルでの適切な収穫後処理（穂をぬらさないような収穫方法、乾燥方法等）、及び精米業者に対する適切な精米方法（水分量の調整方法、精米機の適切な使用方法等）に関する技術指導を行う。技術指導については、これまで生産者組合及び農家向け、精米業者向けの2種類の研修を行ってきており、農業機械アドバイザーやC/Pと相談のうえ、現場ニーズに応じて適宜研修内容の改善・見直しを行い、C/P自らが研修実施できるよう助言する。

③ 収穫後処理技術の実証

コメの品質向上の実証を行うために、国際機関や民間企業との連携を通じて

² 前任の収穫後処理／農業機械の短期専門家の報告書を含む。

³ すべての関係者に対して対面・オンラインを通じて同時に説明・協議を行う。なお、本業務を通じて、ワークプランの説明や現地業務結果の報告はオンライン会議ツールを活用して可能な限り同時に行うこと。

籾乾燥機や異物除去機械（石抜き機、色彩選別機等）の導入を開始している⁴。他の専門家及びC/Pと協力して、実証方法を検討・検証するとともに、今後実証活動を開始する精米業者等の選定や、上記機材の精米所への設置等の実証準備、実証活動にかかるデータ収集と分析を行う。籾乾燥機の実証、普及においては、アフリカ稲センター（AfricaRice）、コートジボワール熱帯技術協会（I2T）等の関係機関との連携による、コートジボワール国内での乾燥機普及の可能性を検討する。

④ コメの品質検査と分析

籾米及び精米の品質改善を促すため、プロジェクト事務所内に設置したコメ品質検査ラボ（通称LABORIZ）について、作成済みの運用ガイドラインに従い、C/Pと協力してラボの運用を行うとともに、品質検査データの収集と分析を行う。また、支援対象の生産者組合及び農家、精米業者、流通業者等に収穫後技術の導入有無に関連する分析結果を提供する。

⑤ 農業機械サービス業者向けの技術指導

農業機械アドバイザーや機械化担当のC/Pと協力の上、収穫期（2023年11月頃から）において、プロジェクトがすでに選定した農業機械サービス業者のオペレーションの計画立案、および実施を側面支援する。技術指導については、これまで圃場で機械を運行するオペレーター向け、機械の維持管理を担うメカニック向け、機械サービスの経営を担うマネジメント向けの3種類の研修を行ってきており、農業機械アドバイザーやC/Pと相談のうえ、業者及び農家等の利用者のニーズに応じて適宜研修内容の改善・見直しを行う。

⑥ 農業機械サービスの利用促進・普及

農業機械サービスの円滑な実施に関し、生産組合及び農家が農業融資を活用して農業機械サービスを適時に利用できるよう、「SHEPアプローチを活用したコメバリューチェーン構築」専門家、農業金融専門家、C/Pと協力し、農業機械サービス業者と生産組合及び農家との円滑な取引を支援する。

⑦ JICA関連事業の側面支援

日・アフリカ農業イノベーションセンター（AFICAT）、「中小企業・SGDsビジネス支援事業」等のJICAが実施する収穫後処理／農業機械に関連する案件との連携を検討する⁵。

⑧ 第一次現地業務結果の報告

担当分野に係る現地活動報告書（案）（英文または仏文）を作成し、JICA経

⁴ 乾燥機や石抜き機の一部（数台）はすでに精米業者を選定済みであり、実証活動を開始している。

⁵ 農業機械アドバイザーと協力し、農業機械関連情報全般、デモンストレーションに適した圃場、実証・ビジネスモデルのデータ等情報収集、および実施における連携を検討する。

済開発部、コートジボワール事務所、プロジェクトチーム、C/P機関に事前に共有した上、現地業務結果の報告を行う。

(3) 第一次国内整理期間 (2023年12月上旬～12月中旬)

① 第一次現地業務結果報告書の提出

現地業務結果報告で得られた関係者からのコメントを踏まえ、第一次現地業務結果報告書(英文(または仏文)及び和文)を最終化し、現地業務から帰国後1週間以内にJICA経済開発部に提出する。

② ワークプランの更新

現地業務結果に基づいてワークプランを改訂する。

(4) 第二次現地派遣期間 (2024年2月上旬～3月中旬)

① ワークプラン Ver. 2 の最終化

現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P機関、JICAコートジボワール事務所、JICA経済開発部に対してワークプランの説明を行い、その内容を協議の上、必要に応じてワークプランを修正・更新し、JICA経済開発部の承認を得る。

② 収穫後処理に係る技術指導の実施・モニタリング

第一次現地業務にて技術指導を行った精米業者(精米機オペレーター)に対し、技術の定着状況のモニタリングおよび追加指導を行うと同時に、新たにプロジェクトの対象となった精米業者や農家に対してコメの品質向上のための研修を実施する。なお、研修は収穫後処理担当のC/Pが講師を担う。

③ 収穫後処理技術の実証

第一次現地派遣で実施したコメの品質向上の実証活動を継続する。有効性が確認された収穫後処理技術については、他の専門家及びC/Pと協力して、その普及の可能性を検討し、活動計画の提案、実施の支援をする。

④ LABORIZ運用方法・体制の改定

コメの品質検査ラボの運用状況を確認し、必要に応じてガイドライン等の改訂等を行い、品質検査データの収集と分析、検査結果の活用、品質検査ラボの適切な運用のための支援を継続する。

⑤ 農業機械サービス業者向けの技術指導

農業機械サービスの状況をモニタリングし、2024年乾季作に向け、栽培初期の耕耘を含んだ農期全体のオペレーションについてC/P、N/Sと共に農業機械サービス業者の計画立案および実施を側面支援する。

⑥ 農業機械サービスの利用促進・普及

生産組合及び農家が農業融資を活用して農業機械サービスを適時に利用で

きるための支援を継続する。

⑦ JICA関連事業の側面支援

第一次現地派遣に引き続き、AFICATや中小企業・SGDsビジネス支援事業等の収穫後処理／農業機械に関連するJICA案件との連携を検討する。

⑧ 第二次現地業務結果の報告

担当分野に係る現地活動報告書（案）（英文または仏文）を作成し、JICA経済開発部、コートジボワール事務所、プロジェクトチーム、C/P機関に事前に共有した上、現地業務結果の報告を行う。

（5）第二次国内整理期間（2024年3月中旬～3月下旬）

① 第二次現地業務結果報告書の提出

現地業務結果報告で得られた関係者からのコメントを踏まえ、第一次現地業務結果報告書（英文（または仏文）及び和文）を最終化し、現地業務から帰国後1週間以内にJICA経済開発部に提出する。

② ワークプランの更新

現地業務結果に基づいてワークプランを改訂する。

（6）第三次現地派遣期間（2024年7月上旬～8月中旬）

① ワークプラン Ver. 3 の最終化

現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P 機関、 JICA コートジボワール事務所、JICA経済開発部に対してワークプランの説明を行い、その内容を協議の上、必要に応じてワークプランを修正・更新し、JICA経済開発部の承認を得る。

② 収穫後処理に係る技術指導の実施

収穫後のそれぞれの対象支援アクターに対し、コメの品質向上のための活動全体の技術指導を継続する。

③ 収穫後処理に係る研修の実施・モニタリング

これまでの派遣期間において技術指導を実施した精米業者（経営者、精米機オペレーター）及び農家に対し、技術の定着状況のモニタリングを行い、必要に応じた技術指導を行うとともに、新たにプロジェクトの対象となった精米業者やコメの品質向上のための研修講習会のC/PIによる実施を支援する。

④ 技術指導・教材の改定

精米業者及び農家における収穫後処理技術の定着状況のモニタリングをし、コメの品質向上のための活動の支援を行うとともに、これまでの活動を通して得られたコメの品質向上に関する問題点、成果、改善点を整理し、技術指導の研修内容・教材に反映する。

⑤ ADERIZへの提言

上記④に基づいて、コメ検査ラボの運用を含む収穫後処理と農業機械サービスに関する提言をプロジェクトチームに対して行うとともに、その内容を専門家業務完了報告書に記載する。

⑥ 第三次現地業務結果の報告

担当分野に係る専門家業務完了報告書（案）（英文または仏文）を作成し、JICA経済開発部、コートジボワール事務所、プロジェクトチーム、C/P機関に事前に共有した上、本業務全体の現地業務結果の報告を行う。

(7) 第三次帰国後整理期間（2024年8月中旬～8月下旬）

① 専門家業務完了報告書の提出

現地業務結果報告で得られた関係者からのコメントを踏まえ、専門家業務完了報告書（英文（または仏文）及び和文）を最終化し、JICA経済開発部に提出する。

(8) プロジェクト報告書の作成

① ワークプランや現地業務結果報告書をもとに、プロジェクトが作成する年間計画書及び年間報告書のうち担当分野の執筆を行う。作成の際は予めプロジェクトチームと執筆内容を協議すること。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン（各現地業務期間開始時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

電子データ（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所、C/P 機関）

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び英文（または仏文）。提出部数は以下のとおり。

電子データ（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所、C/P 機関）

ただし、第三次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書（和文及び英文（または仏文）：電子データ）

2024年9月6日（金）までに提出。

業務全体にわたる活動を取りまとめた専門家業務完了報告書を、JICA 経

済開発部及びコートジボワール事務所に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ドバイ⇄アビジャンを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。なお、現時点でコートジボワール入国時の隔離は不要です。
- (3) その他留意事項
コートジボワール国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 15,500 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
「7. 業務の内容」に記載の業務内容に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。
 - ② 現地での業務体制
シャトル型ではありませんが、チーフアドバイザーの指示のもと、他の専門家とも協力しながら業務を行います。また、基本的なアレンジについては、現地に派遣中の業務調整員（長期派遣）が行います。
なお、本プロジェクトチームの業務体制は以下の通りです。
 - ア) チーフアドバイザー（JICA国際協力専門員）
 - イ) 農業機械アドバイザー（JICA国際協力専門員）

- ウ) コメバリューチェーン／マーケティング（JICA長期専門家）
- エ) 業務調整（JICA長期専門家）
- オ) 農業金融（JICA短期専門家）
- カ) 収穫後処理／農業機械（JICA短期専門家：本コンサルタント）
- キ) 種子生産（JICA短期専門家：JICAが別途契約するコンサルタント）
- ク) SHEPアプローチを活用したコメバリューチェーン構築（JICA短期専門家）
- ケ) 中小企業振興（JICA短期専門家）

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：あり（プロジェクト車両）
- エ) 通訳備上：必要に応じて通訳の備上を行う。
- オ) 現地日程のアレンジ：第一次現地派業務期間開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス（於ヤムスクロ）における執務スペース提供。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp宛にご連絡ください。
 - ・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査報告書（和文）（2019年10月）
 - ・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ2現地業務結果報告書（和文・英文）（収穫後処理／農業機械）
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ1終了時評価報告書（和文）（2018年7月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12322277.pdf>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ

イ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上